

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

(平成 22年 12月 1日現在)

1 当認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

電 話 6904-4481 (午前9時～午後5時)

担 当 小南 ひろ子

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 当ホームの内容等

介護保険事業者番号	1392100028
事業者名	有限会社アウトソー
所在地	東京都足立区西新井7丁目10番14号

(2) ホームの職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
ホーム長	介護福祉士	1	0	
管理者 計画作成担当者	介護支援専門員 介護福祉士	1 (介護職員兼務)	0	
計画作成担当者	ホームヘルパー1級	1 (介護職員兼務)	0	
介護職員	介護福祉士	6	0	
介護職員	ホームヘルパー1級	1	0	
介護職員	ホームヘルパー2級	6	0	
看護職員	準看護師	0	1	
介護職員	無資格	2	0	

(3) 設備の概要

① 建物構造・面積	鉄筋コンクリート造	2階建
	延べ面積	423.34㎡
① 居室の数と面積	Aタイプ	4.6帖 収納庫付 16室
	Bタイプ	5.3帖 収納庫付 2室
② トイレの数	各階	3
③ 浴室の数と種類	各階	1 (ユニットバス)
④ 台所	各階	1
⑤ 食堂	各階	1 (17帖)
⑥ 居間	各階	1
⑦ 電話の数と種類	各階	1
⑧ その他	レクリエーション	(家庭菜園)

3 サービスの内容

利用者の自主性を重んじて、食事、入浴、排泄、生活相談を行う。
当ホームの特徴として、利用者に喜んでもらえる運営を心がけてゆきます。

4 料金

○ 別紙

5 入退居の手続き

○ 別紙

6 当ホームの特徴等

(1) 運営方針

暖かい共同生活の場所を提供し、利用者一人一人にあった介護を提供してゆき、地域の中に認められるような介護の役割を達成する。

(2) 運営理念

利用者が有する能力に応じた、自立した生活を送るための支援をする。

(3) 医療連携

医療連携体制として、医師の指示のもとに、訪問看護ステーション、あるいは、ホームの看護職員により24時間利用者の健康管理と体調急変時の対応が取れるようにしている。

(4) 歯科診療

通院による歯科診療、または、訪問歯科診療によって利用者の歯科診療を支援する。通院の場合は、付き添い人件費、および、交通費は実費の負担が必要。

(5) 選択のための情報提供事項として

- ・ 事業主体の概要
- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 組織の概要
 - 交通手段
 - 指定年月日
 - ユニット数
 - 利用定員
 - 併施設なし
- ・ 建物の概要
 - 構造・規模
 - 広さ
 - 建物所有
 - 1室あたりの居室面積
 - 2人室なし
- ・ 利用料など（利用者の負担額）
 - 保証金なし
 - 利用料
 - 利用料に含まない実費精算
- ・ 入居者の概要
 - 入居に当たっての条件
 - 退去に当たっての条件
- ・ 職員の概要
 - ユニットごとの職員配置
- ・ その他
 - 提携医療機関
 - 市町村との連携
 - 家族の面会時間設定
 - 介護相談員の受け入れ状況

7 ホーム利用の留意事項

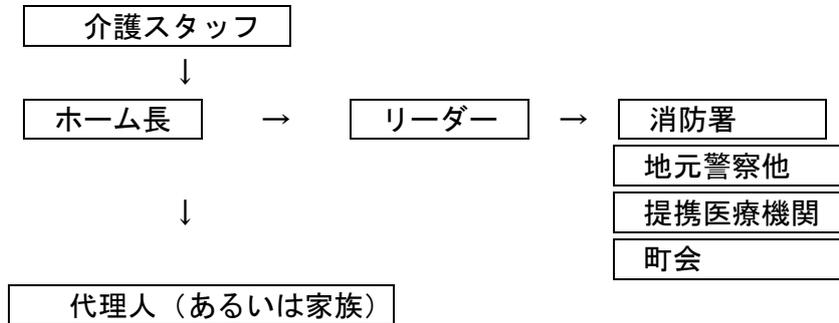
- 面会時間 午前9時から午後5時
時間外の面会は他の利用者の迷惑にならない範囲とする。
希望があれば、面会者の宿泊を認める。
- 外出・外泊
予め外出外泊の届出をする（迎えの時間、外泊日数、帰宅時間など）
送迎は、ご家族が行う。
迎え時間の変更あるいは時間の延長または、外泊の延長は早めに連絡する。
- 金銭管理
利用者あるいは代理人の要請がある場合は、金銭管理をします
利用状況および残高を利用者あるいは代理人に連絡する。
（当面は、お預かりいたしません）
- 持込み品
ベッド、寝具、テレビ、カーテン、
生活必需品（衣類、下着、上履き、外出用靴、化粧品、歯ブラシ、タオルなどの洗面用具など）写真、ノート、筆記具
小物家具類（鏡台、小物入れ、テーブル、イス）要相談
電気カーペット、電話などは持ち込みできません
- 宗教にかんする持ち込み（他の入所者の迷惑、トラブルにならない範囲）要相談
- 趣味のための品物の持ち込みは要相談
- ペットは不可
- 病院へ通院はご家族が行う
通院時の付き添いを依頼する場合には、あらかじめ、ご家族から申し出が必要とします。
交通費と付添いの人件費は実費の請求となります。
- 利用者は、共同生活として必要なホームの定める規則を守る、また、他の利用者に危害や不快感を与えるようなことがない様に心がける。
- ご家族は、ホームが実施する行事への参加、運営推進会議へ参加、アンケートや書類提出への協力をする。
- 利用者間のトラブルについては、ホーム内で解決に努めてみるが、それでも解決が図れない場合はご家族と相談、あるいは地元警察、区役所などの第三者機関に相談をして解決に努める。
- 利用者の健康状態、ホームでの生活についての不満、他の利用者に危害、あるいは不快感を与えることが続いた場合には、ご家族に連絡をして、改善を図ります。
- それでも解決できない場合には、病院へ入院、他の施設への入所、自宅への引取りといたします。
- 高齢者であってそれぞれが違った生活の中でお過ごしいただいておられましたので、価値観・性格や主義に違いがありますし、食べ物の好みも違いがあります、その中で、精一杯最後の人生を送っていただくようにスタッフ一同援助させていただきますので、利用者様及びご家族様の協力をお願いいたします。

8 緊急時の体制

- 利用者の生命身体に関する緊急時（事故・怪我・病気）は救急車、病院の手配、を優先すると共に、ホーム長、リーダーに連絡して指示を仰ぎ、代理人（あるいは家族）に連絡して、状況を伝える。
- 上記の連絡を受けた代理人（あるいは家族）は、病院、あるいは、ホームへ来ていただく。
- 利用者の所在が分からなくなった場合は、まず、10分間付近を捜す、10分間を過ぎても見つからない場合は、直ちに、ホーム長に連絡するとともに、地元警察へ行方不明を連絡して、捜索を依頼する。
ホーム長はリーダー他を招集して、代理人（あるいは家族）に連絡する、とともに、引き続き捜索を続ける。
一日捜索しても発見できない場合は、地元警察へ捜索願を届けて捜索を依頼する。
- 火事などの緊急時には、地元町会の協力者（予め決めてもらっている）、あるいは、地元消防団によって、ホーム内に立ち入ってもらい、利用者の救援、安全な場所までの誘導、消火活動を手伝ってもらう。
- 日頃から利用者の連絡体制、足立区及び町会との連絡体制、提携医療機関との連絡体制、地元警察、地元消防、地元消防団との連絡体制を確認しておく。

9

（緊急時の連絡体制）



10 医療連携および、重度化した場合

- 事業者は、事業者と契約した訪問看護ステーション、あるいは、ホームの看護職員により、医師の指示のもと、24時間利用者の健康管理と体調急変時の対応が取れるようにする。
- 事業者は利用者の病気容態に応じて主治医の指示により、連携して通院による治療若しくは入院とする。
- 受診したものの、主治医が入院が必要がないと判断、ホームへもどられた場合においては、主治医の指示のもと、ホームにおいて、介護職員が利用者の容態の見守りを行う。

11 サービスについての苦情等

(1) 当ホームの苦情対応

担当 小南 ひろ子 電話 6904-4481

(2) 区市町村の苦情窓口

足立区役所介護保険課 電話 3880-5111

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 電話 6238-0207

(4) 権利擁護センターあだち 電話 5813-3551

12 当社の概要

名称、法人種別 有限会社アウトソー
代表者役職、氏名 代表取締役 馬場 義和
本部所在地、電話 東京都足立区西新井7-10-14
電話 6904-4481

定款の目的に定めた事業 1 グループホームの運営
2 小規模多機能型居宅介護の運営
3 建設コンサルタント

13 他に経営する介護保険関連事業等

介護老人福祉施設 なし
短期入所生活介護 なし
居宅介護支援事業 なし
その他 小規模多機能型居宅介護

..... 契約する場合は、以下の確認を行う.....

平成 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地 東京都足立区西新井7-10-14

名称 有限会社アウトソー 印

説明者 所属 グループホームじゃすみん西新井

氏名 小南 ひろ子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所
(あるいは家族)

氏名 印